入院患者さんへの面会制限緩和について

新型コロナウイルス感染症において、５月８日から感染法上の位置づけが季節性インフルエンザ等と同じ「５類」に移行しました。

当院では、感染対策としての制限のもと面会を実施してきましたが、この度下記のとおり制限を変更します。（変更箇所赤字）

今後新たに大きな感染流行が起きる可能性もあります。引き続きご理解とご協力をお願いします。

● 面会について

○ 対 象 者　入院後１週間経過後の患者さん

○ 実施方法　完全予約制

○ 時 間 帯　平日１４：００～１６：３０

○ 面会時間　個　室：１面会につき 15 分以内

多床室：１面会につき 10 分以内

○ 予約方法　電話申込（入院されている病棟をお知らせください）

☞ 電話番号　０８３７－５２－１７００

受付時間　平日１０：３０～１６：００

○ 面会間隔　一般病棟（２・４階病棟）１回／１週間

療養病棟（３階病棟）１回／２週間

○ 面会場所　各病室

※状況に応じて病室以外を準備

☞ ２階病棟：管理棟入口

３階病棟：食堂

４階病棟：エレベーターホール

● 面会者について

○ 中学生以上の家族（１面会２名まで）

☞ 不織布マスクを着用し、面会前後に手指消毒を実施

● 面会の流れ

面会日に総合受付へお越しになり、問診票記入後、病棟へご案内します。

ただし、下記事項に該当する方は面会できません。

◆ 37.5℃以上の発熱、咳等の風邪症状がある方

◆ 新型コロナウイルス罹患後 10 日以内の方

◆ １週間以内に新型コロナウイルス陽性者との接触があった方

● 面会後のお願い

面会者が１週間以内に発熱等の症状が発症もしくはコロナ感染が判明した場合は、速やかに病院へ連絡してください。

2023 年 11 月 13 日　美祢市立病院

感染対策委員会